

令和7年度

東近江市農業委員会
第2回（5月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和7年5月12日(月)午後3時20分から午後4時30分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 33人 欠席委員 7人

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	欠
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	欠
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	欠
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	欠
17	欠	37	欠
18	出	38	出
19	欠	39	出
20	出	40	出
議長(会長)	出		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地利用集積等促進計画(案)について

- 議案第 5 号 土地改良事業参加資格交替の申出について
- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第 3 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等設置に伴う土地利用協議の報告について
- 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
- 報告第 5 号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	出	主 任	出
参 事	出	主 事	出
参 事	出		

農業水産課

主 任	出		
主 事	出		

6. 会議の内容

議 長 それではただ今から、令和 7 年度 第 2 回（5 月期）月例総会を開会致します。現在の出席者数は 33 名、欠席者数は 7 名（○○○○委員、○○○○委員、○○○○委員、○○○○委員、○○○○委員、○○○○委員、○○○○委員）ですので、この総会は成立致します。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
議席番号 12 番○○○○委員、13 番○○○委員のお二人を指名します。

日程第 2 は、議事の上程であります。なお、委員各位への議案書送付後において、別紙 議案第 5 号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として上程するよう申し入れがありました。
このことについて、事務局より説明があります。

事務局 別紙、議案第 5 号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として上程させていただきたいことにつきまして説明いたします。

この議案につきましては、土地改良法に基づき、ご審議いただくもので、土地改良法施行令第1条の3第2項並びに同法施行規則第2条第3項の規定により、申出書の提出のあった日から7日以内にその申出を承認するか否かを決定しなければならないと規定されていることから、以前より追加議案として取り扱いさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。

別紙議案第5号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として審議することについて、何かご意見はございませんか。

(「異議なし」の声)

異議がありませんので、追加議案を上程することについて認めてよろしいか。

(全員賛成)

それでは、追加議案及び追加報告について上程することを認めます。

最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 お疲れさまです。

それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

議案書2ページを御覧ください。

番号1について、議案書の記載のとおり、市子殿町地先の農地3筆合計面積6,473平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が譲渡人の要望もあり、経営面積を拡大されます。

番号2について、議案書の記載のとおり、市子殿町地先の農地2筆合計面積3,894平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営面積を拡大されます。

番号3について、議案書の記載のとおり、五個荘奥町地先の農地1筆面積136平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が譲渡人の要望もあり、経営面積を拡大されます。

議案書3ページを御覧ください。

番号4について、議案書の記載のとおり、三津屋町地先の農地1筆面積397平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が譲渡人の要望もあり、営農されます。

番号5について、議案書の記載のとおり、中岸本町地先の農地1筆面積704平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。譲渡人の経営者交代に伴い、譲受人が引き継いで営農されます。

番号6について、議案書の記載のとおり、今堀町地先の農地1筆面積717平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人に対し譲受人から経営規模拡大の要望があり、所有権を移転されます。

番号7について、議案書の記載のとおり、南花沢町地先の農地3筆合計面積416平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が営農されます。

番号4の農地を初めて取得されることについて、営農計画書の内容から、家庭菜園目的で季節野菜を育てていかれること、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。農作業の経験については、5年以上農業の手伝いをされていた経験があります。

譲受人の取得後における耕作面積が50アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。

また、番号7は今回住宅を購入するにあたり、隣接する農地も購入されることになりました。農地を初めて取得されることについては、営農計画書の内容から、家庭菜園目的で季節野菜を育てていかれること、農業に必要な知識や技術を親族等から教授してもらいつつ、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。農作業の経験については、10年以上親族が運営する農業に従事されていた経験があります。

譲受人の取得後における耕作面積が50アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。

なお、番号5の申請地の現況については、草の防除のために耕土の上に芝生を植えている状況であることから農地復元利用計画書を提出されており、雑草木の除草及び伐採をされた後に、一部は芝生を剥がし畑として利用し、一部を樹園地として利用する計画です。

農地法では権利の取得後、概ね1年以内に耕作又は養蓄の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作または養蓄の事業を行うと認められない場合は許可できないこととなっておりますが、許可後、農地復元に向けて作業に努められる旨を確認し、内容についても復元可能と判断いたしました。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することによって、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どの案件についても譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。以上、御審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、番号1から番号7までを一括して何かご意見はございますか。

よろしいでしょうか。
ご意見もないようですので、採決に移ります。
番号1から番号7まで承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。議案書の4ページをご覧ください。

番号1について御説明いたします。

本件は、宮荘町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積365平方メートルの土地を農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人の父が昭和63年頃に建築して農業用倉庫として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。今回、申請人が申請地を相続した折、土地を整理していたところ農地法の許可を受けていないことが判明したため、本申請に至ったとのこと。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は申請地の隣地に農地を所有しており、自宅にも隣接している土地であることから農機具や米用冷蔵庫等の保管場所が必要であり、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、農業用倉庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事を行わず、雨水については、前面道路側溝へ放流及び敷地内において地下浸透処理されます。申請地は、農振農用地区域内農地ではありますが、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、過去に農業用施設として用途変更されており、添付書類についても問題ありませんでした。担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2について御説明いたします。

本件は、木村町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積138平方メートルの土地を工場兼倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに昭和 56 年頃から申請人の父が、工場兼倉庫を増築し、利用していたため顛末書付きの是正申請となっています。申請理由及び土地の選定理由につきましては、相続した土地を整理していたところ農地法の許可を受けていないことが判明したため、本申請に至ったとのことです。また、隣接地の工場兼倉庫の一部であることから、一体利用されることとしています。

利用計画につきましては、引き続き工場兼倉庫として利用されます。

土地の造成計画については、顛末案件のため造成は行わず、雨水については、道路側溝への排水処理及び地下浸透による処理です。

申請地は第 3 種農地と判断でき、原則許可できるものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号 3 について御説明いたします。

本件は、五個荘木流町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地 1 筆、面積 194 平方メートルの土地を露天駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人の自宅には駐車場 2 台分と隣接地に 3 台分のスペースがありますが、自立した子どもや親戚などが帰省した時に駐車するスペースは無く周辺土地にも利用できる駐車場が無いことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、露天駐車場（3 台分）として利用されます。

土地の造成計画につきましては、コンクリート舗装仕上げを行われ、雨水については、道路側溝へ放流されます。

申請地は第 3 種農地と判断でき、原則許可できるとなっております。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件についても、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第 4 条第 2 項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。以上 ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

26 番

1 番目宮荘町の件ですが、〇〇さんの農業倉庫です。昭和の時代に申請者の父が倉庫を建てられましたが、農地法のことを知らず、そのまま建てられた顛末書付き案件です。場所は農振農用地区域内農地であります。農業用施設であることから、基準上は例外的に許可できるので、特に問題はないと思います。

2 番目蒲生木村町の件ですが、大きな工場と倉庫が建っている一部が農地でした。こちらも申請者の父が農地法のことすら知らずに届け出をしないで建てられたので顛末書付き案件です。特に問題はないと思います。

3 番目五個荘木流町です。写真の奥にあるのがお宮さんで、その手前に駐車場をされる方の家があります。家には 2 台しか車を駐車することが出来ないため、子供さんの駐車場が無いので、駐車場を造られます。雨水は隣接の道路側溝に

放流されます。申請地は第3種農地のため許可相当と思います。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは、まず番号1について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

番号2について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

番号3について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

御意見もないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
議案書の5ページから6ページをご覧ください

番号1について御説明いたします。

本件は、南菩提寺町でメダカの飼育場業を営む者が、同町地先の農地1筆、面積330平方メートルの土地を売買で取得し、メダカの飼育場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は申請地の隣地を借用して、メダカの飼育を行っていましたが、借地を返却する必要が生じたため、新しく事業場所が必要となり、申請地は自宅にも近く、利便性が良いことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、メダカ飼育の水槽42個、メダカ飼育の容器11個を設置して利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤を活かし、浸透性のあるシートを敷設されます。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第2種農地と判断でき、原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇委員です。

番号2について御説明いたします。

本件は、建部日吉町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積355平方メートルの土地を使用貸借により借受け、自己用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、申請者は現在、同町地先の実家に居住されていますが、結婚に伴い家族が増え、現在の住居では手狭となったことから、実家に近く利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、自己用住宅として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土をすきとり、盛土を行い、整地をされる計画です。雨水については、敷地内に新設する吸込槽から地下浸透で処理されます。

申請地は、第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、令和6年8月1日付で農振農用地いわゆる青字から白字に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

なお、申請地は、都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時に行うものとします。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

番号3について御説明いたします。

本件は、彦根市で不動産業を営む法人が、小田苅町地先の農地3筆、合計面積1,448平方メートルの土地を売買で取得し、建売分譲宅地（4区画）として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地周辺は住宅地になっており、郵便局や小学校にも近く住環境に恵まれており、住宅の需要があるため当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建売分譲宅地4区画分として利用されます。土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地され、道路部分はアスファルト舗装仕上げとする計画です。

雨水については、敷地内に新設する側溝から隣接する道路側溝へ放流処理されます。

申請地は第2種農地と判断でき、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

なお、申請地は、都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時に行うものとします。

担当農業委員は、〇〇〇委員です。

番号4について御説明いたします。

本件は、神田町で石材店を営む者が、外町地先の農地1筆、面積374平方メートルの土地を売買で取得し、店舗併用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、現在の店舗併用住宅が県の道路計画内にあり、代替地が必要となったため、現在の店舗併用住宅に近い利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、建築面積258.36平方メートルの店舗併用住宅1棟として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地される計画です。雨水については、敷地内に新設する吸込槽から地下浸透で処理されます。

申請地は、第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、令和6年11月29日付で農振農用地いわゆる青字から白字に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

なお、申請地は、都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時に行うものとします。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5について御説明いたします。

本件は、五個荘奥町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積32平方メートルの土地を売買で取得し、屋根有駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお本案件は、譲渡人の父が平成4年頃から隣家所有の農地であった当該地を交換で入手され、隣接の染物工場兼倉庫で使用する駐車場として農地法の許可を受けずに利用してきた経緯があることから、今回、顛末書付きの是正申請となっています。

また、先月の農地法第5条許可申請の手続き及び相続等の土地の整理をしている際に農地転用許可を受けていないことが分かり、今回の申請に至ったということです。

申請理由及び土地の選定理由は、先月の申請理由と同様となりますが、中古建物（宅地）を購入し、建物の母屋部分はリフォームを行い申請人の両親がアトリエや教室として活用されることから、お客様や生徒用駐車場も必要でありますが、周辺の土地には駐車場スペースを確保することは難しく、譲受人の自宅の隣接地に位置し、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、2台分（普通車2台）の屋根付駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、申請者所有の宅地との間の溝へ放流されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるともなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6について御説明いたします。

本件は、小川町で清涼飲料の製造業等を営む法人が、同町地先の農地1筆、面積1,898平方メートルの内47.96平方メートル土地を使用貸借で権利取得し、工事作業スペースとして利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は本申請地の隣接地で令和7年2月の月例総会で農地転用の審議が行われた工場の建築を予定していますが、敷地境界のL型擁壁等の設置工事の際の工事作業スペースが必要であることから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、工事を行うための作業スペースとして利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、整地される計画

です。

雨水については、ポンプで吸い上げ北側の既設の用排水路に放流されます。申請地は農振農用地区域内農地ではありますが、一時転用であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

転用期間は令和7年5月15日から令和7年10月31日までを予定しています。また、令和7年4月23日付で農業振興地域整備計画との調整協議がされており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号7についてご説明いたします。

本件は、栗見新田町で土木、建設業を営む者が、同町地先の農地1筆、面積550平方メートルの土地を売買で取得し、資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、事業拡大に伴い資材等を保管する場所が手狭となり、隣接地についても、資材置場として利用していることから利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、残土及び砂の置き場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤を活かし、整地する計画です。雨水については、北側の水路に放流し処理されます。

申請地は第2種農地と判断でき、原則許可できませんが、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条第2項に基づき審査しましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

28 番

1 番南菩提寺町の案件で、現状が畑で第2種農地を売買されます。メダカの飼育場が借地でしたが返すことになりましたので、隣の良い場所を購入して青空飼育され防水性が良いシートを敷きます。雨水は自然浸透ですし、申請者の自宅も近いので、問題は無いと思います。

2 番建部日吉町の自己用住宅ですが、現状は田んぼで335平方メートルを使用貸借で権利設定されます。周りには、県道と市道がありまして隣に母屋があります。現在は同居されていますが、手狭になり新しく家を建てられます。将来は両親の介護も考えられており、問題は無いと思います。

3 番小田苧町ですが、現状は田んぼと畑で第2種農地です。3筆で1,448平方メートルで4区画の建売住宅です。道路幅は6メートルあり広いです。災害時用避難道路も設置されるようです。排水は既存水路に接続されます。現在、開発申請の手続きもされており農地転用許可も同時にされます。申請地周辺は、郵便局や小学校が近くにあり、問題は無いと思います。

27 番

4 番ですが、愛知川にかかる橋の付替えに伴う立退きのため、石材店を営んでおられて、代替地として今回申請をされました。店舗と住宅兼で建てられます。第1種農地ですが、横にも住宅があり集落の端になりますが集落に隣接しているため問題は無く許可できるものと考えます。

5 番五個荘奥町の案件ですけど、先月申請される手前側が申請されましたが、その中、今回の一角が屋根付駐車場となっていますけど、農地のままと分かりましたので今回の申請となりました。第3種農地で顛末書付きです。建物もそのまま、アトリエの教室をされる駐車場して利用されます。顛末案件でもあり問題もなく許可相当であります。

6 番小川町の案件です。2月の申請で工場を拡張される申請があったのですが、境界ギリギリ擁壁をされるため、作業スペースとして一時転用の申請をされました。工事のためのスペースですし、一時転用なのでやむを得ないと思います。

7 番栗見新田町の案件です。建設業を営む方が資材置場として申請されました。隣接にも資材置場があり機械や残土があります。申請地は白地であり、何もされていないので、荒れていくより隣接地に資材置場があり利便性もよいので、問題もなく許可相当と思います。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました
それでは御意見等伺いたいと思います。

番号1について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号2について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号3について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号4について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号5について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号6について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号7について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

御意見もないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題と致します。また、本議案につきまして関係者に、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員がおられます。農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

お世話になっております。農業水産課の〇〇です。

それでは、議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）を説明いたします。

県が指定し認可を受けた農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることで農用地等について利用権の設定等を行うものです。

なお、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定および所有権移転は、地域計画に定められる目標地図に記載のある耕作者へのみ可能となっております。今回の農用地利用集積等促進計画において地域計画の定められていない地域においては、農地中間管理機構が促進計画案をホームページに掲載し、利害関係人の意見聴取を行うことで利用権の設定が可能となります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から委託を受けた市が農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、同条第3項により農業委員会の意見を聴くこととなっております。

本日の月例総会の後、本計画（案）及び農業委員会からの意見を農地中間管理機構へ提出し、機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出され、知事の認可及び公告という流れとなります。

議案書について説明いたします。議案書1ページ目をご覧ください。

こちらは所有権移転について、左側に農地中間管理機構に所有権移転の移転をする者、右側に農地中間管理機構から所有権移転の移転を受ける者を記載しています。

つづきまして、議案書2ページ目から8ページ目をご覧ください。

農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うこととなっているため、左側に農地中間管理機構に権利の設定をする者、右側に農地中間管理機構から権利の設定を受ける者を記載しています。

つづきまして、議案書9ページ目をご覧ください。こちらは農地中間管理機構から耕作者への利用権設定のみ行うものを記載しています。

最後に、議案書10ページ目をご覧ください。こちらは、権利の移転についてです。左側に権利を移転するもの、右側に権利の移転を受ける者を記載しています。

今回、190筆、354, 160.91平方メートルの利用権、2筆1, 459平方メートルの所有権移転を設定いたします。また、県の公告日は令和7年6月末を予定しています。説明は以上です。

議長 それでは、ここで審議に入ります前に ○○○○○委員、○○○○委員には農業委員会法第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案について何かご意見はございますか。

御意見もないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは、審議が終了しましたので、○○○○○委員、○○○○委員の入室・着席をお願いします。

次に、追加議案であります議案第 5 号「土地改良事業参加の申出について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号「土地改良事業参加の申出について」について説明いたします。追加議案書をご覧ください。本議案につきましては、先月の月例総会でも追加議案として上程いたしました県営第 2 大中の湖地区土地改良事業の参加申し出であります。申し出者の手続きが、先月の上程に間に合わず追加で事業参加の申し出をされたものでありまして、耕作者に設定されていた土地改良事業の参加資格を所有者にすると旨の申出を受け、審査を行い、承認するものです。土地改良事業の概要につきましては、当該地区の水路は老朽化が著しく、矢板の損傷、漏水、洗堀などが顕著に確認され、水管理や維持管理に多大な労力を費やしていることから、排水路の更新整備を行うことで維持管理労力の低減と農業生産性の向上を図ることを目的とされています。受益面積は東近江市及び近江八幡市の 926.6ヘクタールで、令和 7 年から 11 年度までの工期を予定されています。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案について何かご意見はございますか。

特にご意見がありませんので採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第 1 号から第 6 号まで

事務局に一括して報告を求めます。
事務局 報告第1号、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告」について説明いたします。議案書8ページ、9ページ をご覧ください。
番号1番、外町の長屋住宅の案件から番号4番、五個荘竜田町の駐車場の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出の報告」について説明いたします。
議案書10ページ、11ページをご覧ください。
番号1林町の建築資材置場の案件から番号7 猪子町の住宅用地の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に、報告第3号「電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議について」説明いたします。議案書12ページをご覧ください。
本件の申請人は、東京都の電気事業者で、既設の基地局に電源線・通信線を引込むため根の電柱を新設されるものです。躰光寺町地先の農地1筆279平方メートルの内0.1平方メートルに電柱を新設される旨の土地利用協議の申請があり、農業上の土地利用への影響はないと判断いたしましたので、事務局長の専決により異議のない旨の通知をしております。

次に、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」説明いたします。議案書13ページから17ページをご覧ください。
番号19を除く案件につきましては、相続により所有権を取得されたものです。番号19につきまして、権利を取得した事由が「民法958条の2の審判」による取得とされております。これは、「相続人がいない場合に、家庭裁判所の審判によって、被相続人と特別の縁故があった者（特別縁故者）に、相続財産の全部または一部が分与される」とされておまして、これによって所有権を取得されたもので、農地法3条の許可を要しない案件となりますが、相続と同様に届出をしなければならないとされているものです。
いずれの案件も農地法第3条の許可を要しないことから事務局長の専決により受理通知を交付しております。
届出人の斡旋の有無については、番号16が有りになっておりますが、担当地区の農業委員さん及び農業組合長さんに働きかけまして、現在は解決しております。

次に、報告第5号「農地の貸借権の合意解約の報告について」説明いたします。
議案書の18ページから19ページをご覧ください。
番号1番から5番まで、すべて賃貸借権の合意解約でありまして、合意解約内容につきましては議案書記載のとおりでございます。

議長 事務局の報告が終わりました。
報告第1号から第5号について何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

9 番 相続によって所有権が変わる件ですが、その時の斡旋希望の有無が無しがよくあるのですが、実際耕作をされているのか、されていないのかは確認されているのですか。

事務局 農地台帳で確認をしています。

9 番 相続で畑を取得されて、放置されていることが多い。同じ市内に住んでいると管理されていることありますが、市外の方が相続した場合に放置地なることが多いのでその辺を止める策がないのかと思うのですが。

事務局 特に畑は優良農地ではありませんので、担い手農家さんが耕作するところではありませんので、非常に耕作放置地なる可能性が高い農地であります。今回、3条の3は相続登記の義務化になる前から、3条の3は管理を誰がされますかの届け出が義務化されたもので、斡旋の有無つきましては特にこちらから、どうされますか、とは申し上げていません。基本的に書かれたものを受理しています。ただ遠隔地に住んでおられる所有者さんも多いですので、声掛けさせて頂き有りとなった時に農業委員さんに案内させて頂くことになると思いますので、その時はご協力をお願いします。

議 長 よろしいですか。
他に何かご質問はございますか。

それでは、特にないようですので、これで報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。
これをもって令和7年度第2回（5月期）月例総会を終了いたします。
長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

12 番

13 番